

溝延小学校いじめ防止基本方針

平成26年1月策定

平成30年4月改訂

令和6年4月改定

1 はじめに

「いじめはどの子にも、どの学校においても起こりえるものであること」また、「だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであること」「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあること」「いじめは人間として絶対に許されないこと」という基本認識に立ち、学校が、子どもたち一人一人が幸せを実感し、人間としての尊厳が保障される場になるように子ども一人一人を守るという強い信念をもち、いじめの「未然防止」「早期発見」「適切な対応」に全力で取り組んでいく。

2 いじめ防止のための取組み

(1) 教職員による指導について

- ・ いじめの正確な認知のために、常日頃から校内研修や子どもを語る会において周知を図り、全職員が共通理解の基に取り組むを進める。
- ・ 心を育むメッセージを子どもに発信していく。(全校朝会での校長講話・学校だより)
- ・ 教室全体にいじめを許さない雰囲気が形成され、教室の中からいじめを抑止する正義ある子どもが現れるような学級経営を行う。
- ・ 授業においては「共感的人間関係」が構築できるように、「聞く・話す」活動を中核に据え、子ども同士の交流の中で、できた、分かった、みんなと学ぶと楽しい、みんながいたからやり遂げられたという実感がもてる授業づくりを目指し、子ども一人一人の「自己存在感」や「自己肯定感」、「自己有用感」を高めていく。
- ・ 命の大切さや生き方を学ぶ学習プログラムを道徳や総合的な学習の時間に設定していく。また、教育活動全体を通じて「いじめは人間として絶対に許されないこと」を子どもたちに認識させ、見て見ぬふりをすることや知らん顔をするこも、いじめに加担するということを知らしめていく。
- ・ 丁寧な児童理解と信頼関係構築のためのカウンセリングマインドを学ぶ研修会を計画したり、具体的ないじめ発見のためのチェックリストを作成したりしながら、教師のいじめを見抜くための視点を広げていく。
- ・ 教育的諸課題から下記の配慮すべき児童への対応を想定する。
 - 発達障がいを含む、障がいのある児童
 - 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童
 - 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
 - 被災児童
 - 感染症等に関する児童
- ・ インターネット上のいじめも他のいじめ同様に、重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与える行為であることを児童に理解させ、家庭と連携しながら早期発見・早期対応に向けた取り組みを行う。

(2) 児童に培う力とその取組み

児童に培う力	具体的な取組み
<ul style="list-style-type: none">・ 怒(じょ)の心 (人の気持ちや心の痛みが分かる) (思いやりといたわり)・ 感謝の心・ 勇気と正義・ 共感的に関われる力・ 自尊感情 (自己存在感, 自己肯定感)・ 自己有用感	<ul style="list-style-type: none">・ 心を育む読書活動の推進・ 関わりを大切にした, 達成感や充実感が実感できる授業づくり・ 互いのよさを知り, 違いを認められる学級経営・ 思いやりといたわり, 尊敬の気持ち, つながる喜びを育む縦割り班活動の充実・ みんなのために役に立っていることを実感できる, 当番・係・委員会・ボランティア活動・ 経験を広げ, 新たな自分を発見できる体験活動の推進・ 命の大切さや人権感覚, 生き方を学ぶ道徳や総合的な学習の時間の充実

(3) いじめ防止のための組織と具体的な取組み

① 組織

「いじめ防止対策委員会（生徒指導プロジェクト）」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

メンバー	校長，教頭，教務主任，担任，生徒指導主任，養護教諭
------	---------------------------

「拡大いじめ防止対策委員会」

重大事態や解決困難な事案の場合、必要に応じて関係機関と連携をとり、解決を図る。

メンバー	校長，教頭，教務主任，学校運営協議会，教育委員会
------	--------------------------

② 具体的な取組み

<いじめの早期発見>

いじめ発見のルート 小さなサインも見逃さない	① 本人からの訴え	情報提供 ↓ 校長
	② 教職員による発見（担任・養護教諭・主事・業務員など）	
	③ 他からの情報提供（児童・保護者・地域・スポ少・学童など）	
	④ アンケート調査 （県いじめアンケート6月・11月 （学校生活アンケート5月・9月・2月） （Q-Uアンケート5月・10月）	
	⑤ 職員会議での子どもを語る会（毎月） 職員打合せの後の子どもを語る会（毎週）	
	⑥ 担外打合せ会（毎週）	

<いじめへの適切な対応>

いじめ防止対策委員会	具体的な対応
① 事実関係の把握	○ 誰が，誰に，どのようないじめを受けているのかなどを確認する。
② 対応策の協議	○ 誰が，誰に，どのように対応するか。（同時進行複数対応） ○ 被害児童の安心・安全を保障し，守るための対応策を考え，伝える。 ○ 被害児童保護者に対応策を伝え，了解を得る。
③ 被害児童および保護者への報告	○ 確認した事実を被害児童および保護者へ報告する。（校長，担任）
④ 加害児童および保護者の指導	○ いじめの非に気付かせ，被害児童への謝罪の醸成を行う。保護者にはいじめの事実を伝え，家庭での指導と見守りを要請する。（校長，担任）
⑤ 謝罪の場を設定	○ 被害児童及び保護者の意向を確認したうえで，被害児童に対し加害児童に謝罪と反省を促す。（校長，生徒指導主任，担任）
⑥ 全校児童への指導	○ 被害児童および保護者の了解を得て，学年・全校児童へのいじめ再発防止に向けた指導を行う。（校長，生徒指導主任，担任）
⑦ いじめの解消認識	○ いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月以上にわたって止んでおり，被害児童が心身の苦痛を感じていない場合をいじめが解消したと認識する。
⑧ 継続的な見守り	○ いじめが解消しても，被害児童および保護者と定期的な話し合いをもつ。